

**所沢市都市計画法第 3 4 条第 9 号許可運用基準
解 説**

休憩所（ドライブイン・コンビニエンスストア）

■ 予定建築物の規模等

- （１）運用基準 2（１）イのコンビニエンスストアの用途に供するものについて、物品販売に係る部分の床面積には、自動車運転者及び同乗者が利用できる便所、飲食が行える休憩スペースを含むものとする。

■ その他

- （１）運用基準 3（１）における大型自動車用駐車スペースの大きさについては、国土交通省通知「駐車場設計・施工指針について」（平成 4 年 6 月 1 0 日付け道企発第 4 0 号）を参考に計画すること。